

一宮軟式野球連盟 昇降格委員会 規程

第1条（目的）

本委員会は、本連盟に於いて軟式野球の普及、発展及び技術、マナーの向上を図ることを目的とする。

第2条（委員の選出）

正副理事長、各局部長及び理事会で選出した者を会長が委嘱する。

委員は審議会を構成し、正副理事長、各局部長を除く委員から正副委員長を互選する。委員長に事故ある場合は、副委員長がその職務を代行する。

第3条（登録、規定チーム数要件）

1. 一般チームの登録はA級、B級、C級1部、C級2部のいずれかに登録する。
2. 一般チームの規定数はA級16チーム、B級28チーム、C級1部32チーム、その他はC級2部とする。

第4条（昇格、降格要件）

一般チームの昇降及び降格について次の定めにより行わなければならない。

1. B級、C級1部については、市民春季・秋季大会の優勝、準優勝したチーム、C級2部については、市民春季・秋季大会の上位4チームが次大会より昇格しなければならない。
2. A級、B級、C級1部のチームが降格する場合は、委員会が認めたチームに限る。
3. 県連A級登録チームについては、本連盟のA級登録とする。
4. 各級規定チーム数に満たない場合は、委員会で検討し、昇降格数を是正することができる。

第5条（開催附則）

委員会は、市民春季・秋季大会終了前後に開催し、昇格対象チームの承認及び降格対象チームの選定について審議決定するとともに、大会運営に通知する。

第6条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を要する。

附 則

この規定は、平成23年2月20日より施行する。

この規定は、平成25年2月17日より改正する。

この規定は、平成28年2月21日より改正する。

この規定は、令和2年2月16日より改正する。